

令和6年度 市民参加の例外事項一覧

条例、計画、事業等の名称	分類	内容	政策決定 予定時期	例外事由	例外事由 詳細	市民参加の検討状況	担当局部課 電話番号
札幌市建築基準法施行条例	条例・改正	地方自治法に基づき、本市への申請等に係る手数料を定める条例	R6年12月	⑤ 市税、保険料、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの	建築基準法の改正に伴う審査・検査対象の変更に合わせて、同法に基づく手続きについて適正な受益者負担の観点により必要な手数料の設定及び改定を行うもの	手数料の変更であることから、市民参加を実施する余地はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859
札幌市証明等手数料条例	条例・改正	地方自治法に基づき、本市への申請等に係る手数料を定める条例	R6年12月	⑤ 市税、保険料、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴う審査対象の変更に合わせて、同法等に基づき建築指導部で行っている手続きについて適正な受益者負担の観点により必要な手数料の設定及び改定を行うもの	手数料の変更であることから、市民参加を実施する余地はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859
札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	条例・改正	建築基準法に基づき、地区計画の区域内における建築物の建築等に関する制限を定める条例	R7年3月	② 法令の規定により定められている基準に基づき行うことが必要であり、政策的判断を行う余地がないもの	地区整備計画の改正に伴い、同内容を左欄条例に位置づけるもの	地区計画の変更の際に、制限内容に関する原案縦覧や意見募集を行っており、その内容を条例化するものであることから、市民参加の必要はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859